

Title	U・K・ヒックス著 英国財政、その構造と発展、一八八〇年--一九五二年
Sub Title	Ursula K. Hicks: "British public finances, their structure and development 1880-1952"
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.4 (1956. 4) ,p.295(57)- 300(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19560401-0048
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560401-0048">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560401-0048</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ことがX'とY'にも云え、もしYがXより選好されるならY'はXより選好される。

この公準はDの擴張であつて、iとjの選好が衝突したら、社會的選好はiとjの選好にのみ依存すべきことを表わす。かくてD・E公準によれば社會的選好は直接に關係する個人選好にのみ依存するということになる。

しかし以上のフレミング規準は確實な豫測間の選好で、公準Eの如く消費の外部經濟と不經濟の可能性を認めない時にのみ成立する。だが實踐的には大なり小なりの確率をもつた結果をとらなう社會政策の間に選擇することが多いから、このことを考慮に入れるとともに、他方もし我々が個人的倫理のあるものに同意するなら、我々は不確實性に對する社會的態度を個人的態度に依存せしめることも考へてみたい。このことのためにノイマン、モルゲンシュテルン及びマルシャックの公準を検討する。

公準(a) 社會的選好は次の公準を満足する。(I)すべての豫測の間に序列がある。(II)もし豫測Pが豫測Rより選好され、一方QがRより選好されるがPより選好されない地位にある時、Qと無差別であるようなPとRとの混合が存在する。(III)少くとも四つの相互に無差別でない豫測がある。(IV)もしQとQ'とが無差別ならPとQとの混合はPとQ'との混合に無差別である。

公準(b) 個人的選好も右の公準を満足する。

公準(c) PとQとがすべての個人の見地から無差別なら、社會の見地からも無差別である。  
以上から次の定理が導びかれる。

定理(I) 與えられた社會的選好に従がつてそのアクチュアリアル價值が最大化される社會的厚生函数が存在する。

定理(II) 個人的選好に従がつてそのアクチュアリアル價值が最大化される效用函数が存在する。

今定理(I)を満足する社會的厚生函数をWとし、定理(II)を満足するi番目の個人の效用函数をU<sub>i</sub>とし、U<sub>1</sub>U<sub>2</sub>U<sub>3</sub>……U<sub>n</sub>なら、W<sub>0</sub>なるようにWを選ぶ。

定理(III) WはU<sub>1</sub>・U<sub>2</sub>・……・U<sub>n</sub>の一價函数であるということが公準(c)からでてくる。

定理(IV) WはU<sub>1</sub>・U<sub>2</sub>・……・U<sub>n</sub>の一次の同次函数である。

定理(V) WはW<sub>1</sub>U<sub>1</sub>・W<sub>2</sub>U<sub>2</sub>・……・W<sub>n</sub>U<sub>n</sub>の形の個人效用の秤量された總和である。

以上から考へてみるに、我々の社會厚生概念は個人效用概念に論理的に近い。各個人は自身の個人價值を表わす自己の社會厚生函数をもつと考へられている。他方個人效用概念は論理的に社會厚生概念に近づいた。個人效用函数は社會の他のすべての個人の經濟(不經濟)條件に依存すると考へられている。而も社會厚生函数は非人格的社會的考慮だけの基礎に立つて當該個人が選好するものを表わし、個人效用函数は個人の人格的選好の基礎に立つてであれ他の上に立つてであれ、彼が實際に選好するものを表わす點で、前者は倫理的選好であり、後者は主觀的選好である。主觀的選好は個人がエゴイストなら利己的態度、利他主義者なら利他的態度を選好に表わす。倫理的選好は個人が自己に對して無私な且個人的でない態度を課する時にのみ彼が選好するものを表わす。結局公準D・E・(c)で

U・K・ヒックス著

『英國財政、その構造と發展、

一八八〇年—一九五二年』

Ursula K. Hicks: "British Public Finances, Their Structure and Development 1880—1952" Oxford University Press 1954. vi+pp. 225 in "The Home University Library of Modern Knowledge."

提出された倫理的公準は、社會厚生函数から非倫理的主觀的選好を除くことであり、イムプリシットに無私な且非個人的態度が倫理的選好を横たえるということの意味する。  
個人のイムプリシット選好は、もし彼が合理的なら先の公準を満足しなければならぬ。  
では、效用のインタパーソナル比較にはどんな論理的基礎があるか。これには形而上學的困難と心理學的困難とがある。  
異なる人々が同一の状態・選好に異なる満足感をもつことはあり得る。しかしもし二人の人間が觀察できる面で同一行動を示すとき、觀察できない面でも同一であると假定しないなら、唯我論におちいる。かくて同じ選好と反作用が表面化している人々の場合、我々は彼らが同じ状態から同じ效用を引き出すと假定する。しかし尚、XよりYを選好するという時、Xに高い效用を附するの否かYに低い效用を附するの否か、不明であるという心理的困難がある。これについて心理學的方法の現狀は不十分であるが、とにかく效用のインタパーソナル比較はある倫理又は政治的公準に基づいた價值判斷ではなく、ある歸納原理に基づいた事實命題であるということはいえる。そしてしばしば效用のインタパーソナル比較が倫理的・政治的價值判斷に基づくといわれるのは、效用比較に客觀的基礎を與える事實的知識の缺けている場合が多い。事實知識が完全になり、我々の倫理が個人的になればなる程、異なる個人の社會厚生函数はすべての個人效用の秤量されない總和に等しくなると云えるのである。(加藤 寛)

第一章『公共部門の擴大』第二章『公共支出の形態』第三章『租稅構造の調整』第四章『地方行政と財政制度』第五章『豫算の均衡と國民經濟の均衡』第六章『借入財政と公債管理』以上のほか、序文と文獻解題をもつて構成される。第一章では「厚生國家」(それはウィクトリア時代に最盛期を迎えた自由放任國家と對置される)の起源と成立を歴史的に跡づけ、英國國民經濟と國家財政におよぼした二つの世界大戰の影響をみることによつて、第二章からの展開のための序論的考察がなされている。公共部門の規模は——したがつて經濟全體の資源に對する公共部門の需要は、本書の對象となつて七十二年間のうちに絶對的にも相對的にも大きく膨脹している。さらに政府用役の性格またそれを提供する政府機關さえも著しい變貌をなした。それは「正に革命といふべきものであり、それを正しく評價するためには、公共部門を構成する主要要素と各段階におけるその相對的重要性とを明確に知つておく必要がある。」(p. 9) 國民所得に對する政府支出の割合は、(1)一九一三年までは一五%を超えず、(2)二つの大戰の中間期には三〇%強、(3)第二次大戰後はほぼ四〇%と上昇を續けている。この經費水準の變化は、したがつてまた課稅水準の變化も、戰爭に原因を求めることが出来る。國防費は一八九〇年には國民所得の僅か二・四%にすぎなかつたが、一九五〇年には六・九%を要求するにいたつてゐる。しかし豫算に占める國防費の割合は、一八八〇年の三三%から、一九五〇年には逆に二五%と減少を示している。このことはヒックスによれば、社會費の膨脹に起因している。すなわち社會費の國民所得に

對する比率は、一八九〇年の一・六%(經費總額の二四・四%)から、一九五〇年の約一四%(經費總額の三八%)に上昇している。しかも建設的社會費は救濟的社會費(失業手當・公共扶助等)に比し近來相對的に増大している點に留意すべきであり、この重要な變化は第二章で取上げらるべき課題となる。公共部門の擴大は同じく租稅面にも反映している。特に租稅の内譯を所得・資本稅と支出稅とに分類してみれば、前者は一八八五年には稅收總額の一五%であつたが、一九五〇年には四七%を占めた。今世紀に導入された累進稅制と、第二次大戰後にひろく貸銀稼得者を課稅範圍に含めるようになった所得稅の擴大とは、所得・資本稅の性格をそれぞれ一變するにいたつた。これについては第三章で詳論されている。また租稅面では經費面よりも中央集權化に向う傾向がより強い。地方公共體の獨立財源として重要な地方稅が、稅收總額に占める割合は、一九一三年には三〇%強であつたが、二つの大戰の中間期には約一七%に下落し、一九四六年から一九五〇年にかけては、七%を超えることがなかつた。この問題については、一八八〇年以降發達した廣範な國庫交付金制度との關連において第四章で検討される。以上のように外面的構造の變化をみるだけでも、ペルトラン・ドゥ・ジュブナルのいう「財政革命は社會革命の手段であつた」という認識を生み出す機縁が理解できる。ヒックスによれば、國家は社會的經濟的發展の主動者であり、第一に國家は特定産業部門を差別的に扱ふ權利と義務があること、第二には高い經濟活動水準で經濟安定を維持することが要請されている。(p. 10) 第二の原則については異論がないと思つても、第一の原則について疑問を抱く人々は少なくないことと思

う。ヒックス自身も『財政學』第一章では、市民の最低生活を保障すべきことを第一原則の位置に置いてゐる。それ故、われわれがヒックスの二原則をその變化に則して批判する前に、讀者に當然與へるこの疑念をヒックス自身が明らかにすべきであらう。

第二章の大部分は、公共部門擴大の主因であるところの社會費の検討に費されてゐる。即ち教育費・貧民救濟費・住宅建設費・食糧補助金・經濟政策費などを概観する。貧民救濟の沿革をみると、それは教育とは逆に地方分權が押し進められていた結果、富裕地域と貧困地域とで救濟水準に大差を生ずることになつた。前世紀以來、救貧法が漸次に改革されたがしかしその根柢には、一般市民を罪を犯しかねない貧民から守り、最小費用で貧民救濟を行うという二つの目的が隠されてゐた。二十世紀のはじめに、自由黨内閣によつて行われた三大改革(一九〇四年の老齡年金制度、一九一二年の國民健康保險制度と失業保險制度)が達成されてから、二つの大戰中間期にはすでに現行社會保障制度の基礎が築かれるにいたつた。かくてベヴァリッジ計畫は、富者から貧者への縦の關係の再分配のみならず、小家族から大家族へという横の關係の再分配をも大規模に要求するにいたつた。しかしこの計畫が種々の障礙に悩んでゐることは、例えば保健費において無料治療の原則から次第に離れ、齒科治療と眼鏡給付に小額の料金を課し、處方一般をも有料制にと後退したることによつて知られてゐる通りである。年々累積してゆく赤字について、未解決のままにある年金費負擔の問題は、社會保障制度全體の進展方向を暗示してゐるものとして、稅制とあわせ考察するため次章へ持ちこされる。社會費が國民所得再分配を目的とするのに

對して、經濟政策費はその増大を目的としてゐる。それは民間生産者への援助と、政府機關の事業直營との二つの形をとる。前者はほとんど經常勘定への補助金給付からなつてゐるが、後者は通常獨立採算制を求められるために新投資にかぎつて政府資金を要請する。戦後の石炭・運輸・電力・ガスの四大産業の國有化にもかかわらず、これらの經濟的投資は、政府部門の固定資本のうちで社會的投資(住宅・學校・病院・公共建築等の建設)に比すればはるかに及ばない。このように再分配を目的とする政府資本形成が、國民生産の増大を意圖するものを上廻つてゐることから、ヒックスは「世界經濟における英國の地位を維持しようように經濟の總資本形成を確保するためには、民間産業の投資振興策を財政その他の手段をつつて推進することが明らかに大きな重要性をもつてゐる」(p. 10)と強調する。

第三章はこのような公共支出の増大に對應して租稅構造がいかに調整されたか、個人の勤勞意欲、貯蓄、民間産業の發展に高率の所得稅・資本稅がいかなる影響を與へたかを検討し、それによつて「厚生國家」の租稅構造を通ずる所得再分配效果の實態に説きおよぶ。近代的財政論は二つの重要な結論をえた。(1)經濟的に正しい收入調達は、經費所要額によつて自動的に決定されるものではない。(2)租稅は特定の收入をあげる面からではなく、經濟的社會的效果によつて選ばれるべきである。(p. 12) 後者の觀點から、分配面のみでなく消費または生産に對する攪亂を伴わないが故に、支出稅よりも所得稅が選ばれた。しかし近年のきわめて高率な所得稅は、*disincentive effect* (生産意欲または創意抑壓效果の意味)と個人

貯蓄の消滅をもたらす危険性が濃い、危険負擔資本 (venture capital) の重要な源泉たる個人貯蓄の消滅は、たとえ投資の源泉たる貯蓄が企業留保利潤によつて補われるとはいへ惜しまねばならない。戦前は全人口の二〇%を代表する所得五百磅以上の階層が所得税・資本税の納税主體であり、残餘の五百磅以下の階層は支出税の八〇%を負担していると想定されていた。第二次大戦初期の所得適用範囲の擴大によつて、所得税の税率引下げの恩恵が高額所得層に約束されるというよりは、むしろ總體的には低額所得層にその恩恵が與えられる傾向があつた。それ故、近年、所得税・資本税より支出税に重點が移行している事實をもつて、ヒックスはひろく労働、貯蓄、投資選擇に對する高率所得税の影響が懸念されている證佐とみる。一方に、高率でしかも適用範囲のひろい點では一九四〇年に導入された購買税も見逃しえない。特定商品に對する三三%、六六%、一〇〇%という異常な高税率は、賃銀稼得者の生活必需品を免税にし租税から誘發される賃銀引上要求を回避し、また消費の方向を是正して資源の別途利用を圖ろうとする二つの意圖を含んでいる。一九四七年の利潤税は超過利得税の後を繼ぐ租税として、一方では賃銀要求を緩和する手段となし、他方では配當利潤を重課し企業による實質投資の刺激を圖つた。

第四章は地方税・國庫交付金および地方公共體が主體となつて運営する教育・住宅建築の沿革について述べ、高度の中央集權化との關連において地方財政の獨立性維持の問題に關心がはらわれる。地方財政の經常勘定に占める國庫交付金は絶對的にも相對的にも増大した。國庫交付金は使途限定交付金と一括交付金に分れる。後者が

國庫による財源確保の統制維持のため、したがつてまたそれは地方財政統制のためには無力なため次第に減退するに反して、前者は國庫にとり效果的・伸縮的・經濟的であるが故に増大した。使途限定交付金は地方施設擴充の上に概して促進的であるが、また一方には細部にわたる監督を必要ならしめ、且つまた貧困地域での適應性が不十分な點に問題が残されている。通常、國庫交付金の増大は、英國地方行政の傳統である自由と創意を脅かす面でも地方財政にとつてマイナス要因に數えられているが、それが(1)地方財源の一般的補充に役立ち、(2)個々の事業を促進し、かつまた(3)地域間の平等性をたかめる上でプラス要因にいられてよい。英國ではこのうち(1)、(2)が決定的であつたが、(3)のごとく租税構造の所得間と地域間の逆進性を減少させる重要な結果を生むようになった。そこで地方財政の獨立性はその独自の課税權に屬する地方税の命運によつて左右される。地方税の形式的歸着が通説ほどひどく逆進的だということはない。累進性・逆進性の問題は租税構造全體の上で論ぜらるべきであり、地方税が財源確保の面で高度の安定性を保持し地方税納税者の義務感を確立する上で敷えきれない長所をもつていて認めるべきだ。それにもかかわらず地方税が原則として地域的に決定される支出税なるがゆえに、それに對する批判の聲が後をたたない。地方財政の獨立性を少なくとも二つの大戦の中間期の程度まで回復する手段が見出せない以上は、地方自治は將來の民主主義確立に重要な意義をもつていられるにもかかわらず依然として危機にあるとみなければならぬ。(P. 139)

本書の中心は、最も精彩豊かなこの第五章にある。經濟發展の統制

要具としての豫算の意義を主題とし、戦時戦後の經濟計畫機構と社會會計技術の發展に説きおよんでいる。不況と二つの大戦を経験した英國財政部門は飛躍的に擴大・發展をとげると共に、財政理論も同時に進展し相互に作用しあつてきた。第二次大戦中の英國戰時統制經濟の確立は、財政政策を數量的に立案するための諸統計の充實を可能とした。大藏省に與えたケインズの影響はいまや抜くべからざるものがあつた。戦時中に達成された新しい財政政策機構の確立は、戦後の準計畫經濟の確立を——經濟活動を高水準で維持し經濟安定および發展を圖る明確な社會經濟政策の遂行を容易ならしめた。英國計畫經濟の方式は一九四七年以來毎年發表される經濟白書によつて明らかなく次々三組の計畫を必要とした。(i)個々の産業に關する計畫——それは最重要産業のすべてに產出高の目標を與える。(ii)國民所得の推計を含む「經濟豫算」計畫——それは細部にわたつて分類され、「社會會計」すなわち消費者・企業・政府等の經濟部門相互間の貨幣の流れを示す。さらに目標達成に必要な勞働力再配量の程度を示す勞働力豫算をも必要とした。(iii)外國爲替・燃料・電力・鐵鋼の供給のように最重要な計畫。(iv)しかし過大消費を根本原因とするインフレの壓力は如上の政策實施を困難ならしめ、デイス・インフレ政策に重點を移しかえ、財政面では赤字を確保し、殘餘は廣範圍な統制・割當・食糧配給を繼續することによつて均衡を求めざるをえなくさせた。このように計畫諸目標が達成不可能となると、經濟白書の重點も將來のための計畫から過去の單なる記録へと移つてしまつた。ヒックスは上の挫折の原因として次の四點をあげる。(i)目標の不統一、(ii)統計資料の不備、また

本來靜態的な統計量を「インフレ・ギャップ」のような本來動態的な概念にあてはめる場合に限界があることを充分理解していなかつた。(iii)財政政策、ことに中央政府豫算に過重な負擔を負わせていた。これをさらに悪化せしめた要因として、政府機關活動の經濟的效果に關する知識の不足があげられる。(iv)國內計畫に専念しすぎて、國際收支の極度の不安定性を閑却していた。これらのうち財政政策についてみると、緊縮政策が要求される一方に、累進課税による所得再分配や龐大な社會費の新設により膨脹効果を促進していた。加うるに財政政策と信用政策の間にも矛盾が生じていた。前者が少なくとも課税面でデイス・インフレに努めたにもかかわらず、後者はとくに超低金利時代に積極的な擴張の方向にむかつていた。この經驗から導かれる教訓は少くともインフレ期にあつては財政政策のみでは經濟安定をもちうるには足りないということである。

第六章では、公債政策(借入・管理・債務利拂)が經濟的發展・安定に與える影響を検討し、あわせてドールトンの戦後の低金利政策が失敗に歸した原因を追求する。第一次大戦直前の公債總額は六億四九七〇萬磅にすぎなかつたが、終戦時には七八億三二〇萬磅に増大し、さらに第二次大戦はこれを約七〇億磅から二三〇億磅に膨脹させた。戦後再建期には二五〇億磅に達した。この期間を貫ぬく借入・償還・既存債務の利拂という過程は、他の財政的過程とあわせて検討する必要がある、それだけ切り離して論ずることはできない。とくに第一次大戦後、貨幣・信用政策の實質的統制權が英蘭銀行から大藏省に移した現在では、戦後の公債管理の技術は單に豫算面の利拂費の負擔削減のみならず、ひろく財政政策の一環とし

て用いられることを要する。ドールトンの「超低金利」の實驗期として知られている一九四五年秋から一九四七年秋にいたる間の公債管理過程が、社會費および食糧補給金の増大と歩調を共にして遂行されたにもかかわらず、インフレ招來を阻止しえた要因として次の三つがあげられる。(1)戦時の課税水準が維持され、戦時の直接統制の多くが繼續された。(2)株式取引所が大藏省の支配權に固くつながられていた。(3)國際收支の逆調が海外援助によつて埋められた。ドールトンは借換のための長中期債の發行に迫られるや、これらの發行條件をきつかけとして長期利率を押し下げる政策を強行した。長期利率は急速に下落しはじめ一九四七年一月には最低點に達した。しかし破綻は扉口に控えていた。一月の石炭危機、八月の爲替危機は英國の財政金融政策に對する内外の信頼をゆるがし、六月には前年十二月に成功を収めた同一の地方債が二度にわたつて失敗し、續く借換公債の發行も失敗に歸した。これはドールトンの實驗にうたれた終止符を意味した。ドールトンの失敗が市場の趨勢に逆つての超低金利政策の強行に原因したことは云うまでもないが、ヒックスはさきの石炭危機、爲替危機に起因する外的事態の壓力と、それによる政局の不安定を主原因としてあげ、技術面ではまず第一に短期利率と長期利率の間のギャップが借入需要の増大とともに擴大し、そのため一層の信用創出なくしては長期利率の引下げが不可能であつた點を指摘する。第二に擴張過程の足踏みとともに政府は國債を引受ける力を喪つてしまつた。そして第三に國有化計畫にもとづく補償公債の大量發行があいついで金融市場を脅かしていった。要するに財政政策および公債管理が金融政策と充分一致していなかつたこと

に基因していたとみている。

近代英國財政が直面した具體的諸問題の解明につとめるヒックスの敘述を忠實にフォローして、その主要論點を明らかにするようつとめたが、問題それ自身が持つひろさとむづかしさとがヒックスの論述を晦澁ならしめ、ひいては紹介者の負擔を過重にしている。そのほか本書に對する不満もいくつかあげられるだろう。例えば第二章では政府支出のうち經濟水準決定に最も大きな影響を與えるところの國防費が「きわめて専門的・技術的に困難な問題」であり、「經濟學者として計畫できる仕事の限界」外にあるとして論じていない。しかしもしも應用問題の解決がまず定理の理解からはじまり、定理はさらに公理からみちびきだされるとすれば、この應用問題の解決に苦しんだものこそ一層確固たる定理ないしは公理の理解をうることができ、それはまた「きわめて専門的・技術的に困難な問題」の解決を可能ならしむるにちがいない。ともあれ本書は、その公刊前年に同著者により著された「Steuerpolitik im Wohlfahrtsstaat — Die Erfahrungen im Großbritanien」(高木壽一教授「ヒックスの「厚生國家における租税政策」について」三田學會雜誌第四十八卷第三號参照)と同じく、戦後脚光を浴びた英國の厚生國家實現の諸問題を、特に財政構造の變化とその進展方向に即して數多の優れた見通しを提供している點、高く評價すべきであろう。われわれは兩者を吟味することによつて、これらの問題に關する一層深い理解を與えられると期待してよい。(古田 精司)

W・S・ヴォロディン

『ケインズ——獨占資本のイデオロギー』

Keynes—ein Ideologe des Monopolkapitals, 1955.

130 S. (Übersetzung aus dem Russischen.)

著者ヴォロディンの動向はわが國にはほとんど紹介されていない。しかし、一九四八年にケインズの「一般理論」を露譯し、その研究によつて學位を得たという唯一の消息(「机」一九四九年、二月、九頁)や、「經濟學の諸問題」にかなり長い「一般理論」の書評(「Вопросы Экономки», No. 1, 1950, стр. 108-114)を書いていることからすれば、著者はソヴェトでの數少いケインズ研究者のなかでも注目すべき存在であると推察される。また、ソヴェトにおいて、このようにまとまつたかたちでケインズ理論がとりあげられたのは、おそらく最初のことであろうから、本書は當國でのケインズ研究の動向をしるうえに興味あるものといえよう。

著者はまず『序文』で、ブルジョア經濟學が初期には、資本主義を「如何なる變革をも必要としない」「自然かつ正當の秩序」として辯護してきた(六頁)が、「資本主義の一般的危機の時期」にいたると、頽廢の増加を示す諸現象を辯明し、それに對處する獨占資本の政策を擁護し、社會主義を攻撃するところに、自らの課題をみいだしていくようになる(七頁)事情を明らかにし、かかる課題になつて登場したケインズの「特に有害な」役割を批判するところに、本書の窮極的目的があることを示している。

書評及び紹介

そこで、まず第一章『ケインズ主義——資本主義の一般的危機の時期における俗流經濟學の典型的なあらわれ』では、ケインズの理論研究が經濟的・政治的分野での彼の「非常に積極的な活動」と結びつていた(一二頁)こと、しかもその際自らが「階級闘争においては、ブルジョアジーの側に現れるであろう」(J. M. Keynes, "Essays in Persuasion", 1931)と自認していたことが注目、指摘され、かかる實踐と階級意識のなからうみだされたものとして、彼の經濟理論がとりあげられていく。

その批判の基本點は、「革命」的といわれるケインズの「理論的思考のすべて」が、實際には「使いふるされた俗流的命題と技巧のうえに基礎をおいている」(二四頁)こと——即ち(1)「生産に對し、分配が優越するという假説から出發し」(二四—二五頁)、(2)「人間の心理的傾向が經濟生活の發展を規定する最も重要な要因である」という觀念的主張」に立脚し(二七頁)、(3)資本↓利潤・勞働↓賃銀……なる舊來の「三位一體範式」を繼承している(二八頁)ことにある。つまり、生産手段の私的占有にもとづく資本制生産の獨自的特質を全く無視している限りでは、ケインズは舊來の俗流經濟學と同一の基礎にたつており、相違はただ、以前では需給の均衡が「資本主義的競争」という自然的に作用する機構の助けにより、自動的に實現される」と考えられていたのに反し、ケインズが「經濟の『國家的統制』を「それに必要な補助的手段」とした點にある(三五頁)というのである。

そこで、ケインズ理論は俗流的基礎にもとづきながらも、現段階の諸特徴——下部構造の變化によつて變貌したものとして把えられていく。第二章『ケインズは如何に失業や恐慌を解明するか』では、